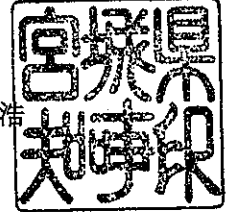


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

平成31年1月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 有限会社築館クリーンセンター
 - (2) 住所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
 - (3) 代表者の氏名 柏木 裕
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県栗原市築館字上高森61番44、61番45、61番74
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
燃え殻 39トン/日（3.9トン/時間 10時間稼働）
廃プラスチック類 20トン/日（2トン/時間 10時間稼働）
紙くず 20トン/日（2トン/時間 10時間稼働）
木くず 17トン/日（1.7トン/時間 10時間稼働）
繊維くず 15トン/日（1.5トン/時間 10時間稼働）
ゴムくず 26トン/日（2.6トン/時間 10時間稼働）
金属くず 29トン/日（2.9トン/時間 10時間稼働）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 38トン/日（3.8トン/時間 10時間稼働）
鉱さい 46トン/日（4.6トン/時間 10時間稼働）
がれき類 46トン/日（4.6トン/時間 10時間稼働）
- 6 許可年月日
平成30年12月21日
- 7 許可番号
第06-23-0号
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）